



平成31年2月19日
海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく
平成30年における傍受に関する国会報告について

平成30年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第29条の規定に基づき、2月15日、政府として国会報告をしたところです。

その内容は別添のとおりです。

なお、海上保安庁では、平成30年中に傍受令状を請求したことはなく、傍受実績もありません。

(注) 政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第29条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・傍受令状の請求及び発付の件数
- ・その請求及び発付に係る罪名
- ・傍受の対象とした通信手段の種類
- ・傍受の実施をした期間
- ・傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・令状記載通信等が行われたものの数
- ・傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

平成30年 1月 1日から
同年12月31日まで

平成31年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(平成30年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条の規定に基づき、平成30年における通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

平成30年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、平成27年中及び平成29年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍 受 令 状			通信手段の種類	実 施 期 間				逮捕人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
1	6	6	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	355	43	0	18
					20	524	150	0	
					4	0	0	0	
					5	41	10	0	
					20	141	69	0	
					20	156	30	0	
2	4	4	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	605	118	0	6
					16	1899	369	0	
					10	181	129	0	
					10	219	41	0	
3	4	4	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条第1項，第3条の13，第31条の3第2項，同第1項前段，第3条第1項，刑法第60条），殺人（刑法第199条，第60条） 【拳銃の発射，拳銃の加重所持】	携帯電話	17	263	0	0	0
					17	1079	0	0	
					17	736	0	0	
					20	207	0	0	
4	4	4	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，覚せい剤取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	15	149	8	0	13
					17	107	1	0	
					17	73	5	0	
					15	314	124	0	

番号	傍 受 令 状			通信 手段 種類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
5	3	3	殺人(刑法第199条, 第60条)	携 帯 電 話	8	48	0	0	4
					8	93	0	0	
					8	155	1	0	
6	1	1	窃盗, 窃盗未遂(刑法第235条, 第243条, 第60条)	携 帯 電 話	14	129	10	0	1
7	2	2	詐欺(刑法第246条第1項, 第60条)	携 帯 電 話	5	37	1	0	5
					5	147	12	0	
8	3	3	詐欺(刑法第246条第1項, 第60条)	携 帯 電 話	9	54	11	0	12
					9	0	0	0	
					9	259	5	0	
9	7	7	詐欺, 電子計算機使用詐欺(刑法第246条第1項, 第246条の2, 第60条)	携 帯 電 話	18	45	3	0	6
					18	166	5	0	
					6	0	0	0	
					18	141	16	0	
					8	291	0	0	
					16	42	25	0	
					8	3	0	0	

番号	傍 受 令 状			通信 手段 の種 類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
10	6	6	恐喝（刑法第249条第1項，第60条）	携 帯 電 話	5	80	0	0	13
					4	77	1	0	
					5	65	21	0	
					2	29	11	0	
					8	307	5	0	
					5	18	5	0	
11	2	2	恐喝未遂（刑法第249条第1項，第250条，第60条）	携 帯 電 話	5	38	0	0	0
					5	26	0	0	
12	4	4	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携 帯 電 話	15	742	5	0	4
					15	207	79	0	
					15	105	5	0	
					10	6	0	0	

(注1)「携帯電話」はPHSを含む。

(注2)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

別表 2

(平成 27 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
9	7 (報告済み)	7 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	2

(平成 29 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
8	2 (報告済み)	2 (報告済み)	窃盗(刑法第235条, 第60条)	5
12	6 (報告済み)	6 (報告済み)	詐欺, 詐欺未遂(刑法第246条第1項, 第250条, 第60条)	4

(注1)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注2)「新たに逮捕した人員数」とは,平成27年中及び平成29年中に傍受を実施した事件に関して,平成30年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注3)平成14年から平成26年まで及び平成28年中に傍受を実施した事件に関して,平成30年中に新たに逮捕した者はいなかった。